大規模コロニーにおけるカワウ捕獲実証及び
効果的対策調査研究事業委託業務

プロポーザル募集要項

令和元年５月２２日

岐阜県農政部農村振興課

目次

第１　目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

第２　募集の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　１　委託業務名
　２　業務内容
　３　委託業務期間
　４　委託費の上限
　５　委託予定団体数

第３　プロポーザルに係る事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　１　プロポーザル参加の要件
　２　企画提案書の作成
　３　プロポーザルの手続等

第４　選定に係る事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
　１　選定方法
　２　評価項目及び評価内容
　３　選定結果の通知・公表
　４　評価会議

第５　契約に係る注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
　１　契約の締結
　２　知的財産権の帰属

第６　業務の適正な実施に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
　１　関係法令の遵守
　２　業務の一括再委託の禁止
　３　個人情報保護
　４　守秘義務

第７　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

第８　問い合わせ及び各種書類の提出先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

別表　評価項目及び評価内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

大規模コロニーにおけるカワウ捕獲実証及び
効果的対策調査研究事業委託業務
プロポーザル募集要項

第１　目的

県内の大規模コロニーである「長良大橋下流コロニー」、「鷺田橋下流コロニー」「徳山ダムコロニー」においてカワウの捕獲実証を行うとともに、地理的要因により銃器による捕獲が困難である「千本松原コロニー」における捕獲以外の効果的な対策等について調査研究し、今後のカワウコロニーの管理の参考とする。

第２　募集の内容

１　委託業務名

大規模コロニーにおけるカワウ捕獲実証及び効果的対策調査研究事業委託業務

２　業務内容

別添「委託業務仕様書」のとおり

３　委託業務期間

契約の日から令和２年３月３１日（火）まで

４　委託費の上限

４，９５３，７４０円（消費税及び地方消費税含む）

５　委託予定団体数

１団体

第３　プロポーザルに係る事項

１　プロポーザル参加の要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間事業者であって、次の全ての要件を満たす者とします。

①狩猟免許を持ち空気銃によるカワウの選択的捕獲に関する知識・技術を有すること。
②カワウの生息状況や行動特性に精通し調査研究を行うための知識･技術を有していること。
③地方自治法施行令（昭和22 年政令第16 号）第167 条の4 の規定に該当しない者であること。
④役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がないこと。
　ア　破産者で復権を得ない者
　イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
⑤次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
　ア　民事再生法（平成11 年法律第225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
　イ　会社更生法（平成14 年法律第154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
　ウ　破産法（平成16 年法律第75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第3 条第1 項の規定によりなお従前の例によることと

される破産事件に係るものを含む。）

⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

⑦岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」に基づく資格停止措置を受けていないこと。

⑧宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。

⑨岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から選定委員会の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

⑩県税について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。

2　企画提案書の作成

委託業務仕様書に基づき、事業の企画を様式１、様式２に沿って作成してください。

企画提案書の様式等は、日本工業規格 A4 縦型（一部 A3 版資料の折込可）とします。

企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

3　プロポーザルの手続等

（1）スケジュール

項　　目	日　　程
①　募集要項等の公表・配布	令和元年５月 22 日（水）　～　令和元年６月７日（金）
②　募集要項等に関する質問受付	令和元年５月 22 日（水）　～　令和元年６月 12 日（水）
③　プロポーザル参加申込受付	令和元年５月 22 日（水）　～　令和元年６月 13 日（木）
④　企画提案書受付	令和元年５月 22 日（水）　～　令和元年６月 21 日（金）
⑤　評価会議	令和元年６月下旬（予定）
⑥　選定結果の通知・公表	令和元年７月上旬（予定）

（2）募集要項の公表・配布

ア　配布日時

令和元年５月 22 日（水）から令和元年６月７日（金）まで

午前８時 30 分～午後５時 15 分（ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）

イ　配布場所

岐阜県農政部農村振興課鳥獣害対策室鳥獣害対策第一係

〒500-8570　岐阜市薮田南 2-1-1　岐阜県庁９階

※募集要項等は、岐阜県公式ホームページからも入手できます。

（岐阜県庁ホームページ　(http://www.pref.gifu.lg.jp/)　＞県政情報＞入札・公売＞ 公募型プロポーザル）

（3）募集要項等に関する質問書の受付及び回答の公表

ア　質問書受付期間

令和元年５月 22 日（水）から令和元年６月 12 日（水）午後５時まで

イ　質問書提出方法

企画提案に参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書（別紙１）を農村振興課あてに郵送、ファックス又は電子メールにファイル（ファイル形式は、Microsoft Word としてください。）を添付し、提出してください。

ウ　提出場所

岐阜県農政部農村振興課鳥獣害対策室鳥獣害対策第一係

〒500-8570　岐阜市薮田南 2-1-1
FAX：058-278-2698　電子メールアドレス：c11427@pref.gifu.lg.jp

エ　回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県庁ホームページ上で公開します。

（岐阜県庁ホームページ　（http://www.pref.gifu.lg.jp/）＞県政情報＞入札・公売＞ 公募型プロポーザル）

（4）プロポーザル参加申込の受付

ア　受付期間

令和元年 5 月 22 日（水）から令和元年 6 月 13 日（木）午後 5 時まで

イ　提出方法

プロポーザル参加希望者は、参加申込書（別紙２）を農村振興課まで持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合も、令和元年 6 月 13 日（木）午後 5 時必着となります。

また、郵送の場合は必ず「特定記録」としてください。

（5）企画提案書等の受付

ア　受付期間

令和元年 5 月 22 日（水）から令和元年 6 月 21 日（金）午後 5 時まで

イ　提出書類

①事業企画提案書（様式１）
②事業企画書（様式２）
③経費見積書（様式３）
④法人等概要書（様式４）
⑤誓約書（様式５）
⑥定款の写し
⑦直近の決算書の写し
⑧履歴事項全部証明書（発行日から 60 日以内のもの。）
⑨その他提案企画を補足するのに必要な書類

ウ　提出部数

10 部（正本１部、副本９部）

エ　提出方法

県庁農村振興課鳥獣害対策室鳥獣害対策第一係まで持参してください。

受付は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時とし、令和元年 6 月 21 日（金）午後 5 時必着となります。

（6）プロポーザル参加に際しての注意事項

ア　失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

①提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
②募集要項に違反すると認められる場合
③提出書類に虚偽の内容を記載した場合
④評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
⑤他の提案者と提案内容又はその意思について相談を行った場合
⑥事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合
⑦評価の公平性に影響を与える行為があった場合

⑧その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

イ　著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべてプロポーザル参加者が負うものとします。

ウ　複数応募の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出はできません。

エ　提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めません（軽微なものを除く）。

オ　提出書類の返却

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

カ　費用負担

プロポーザル参加に要する経費は、すべて参加者の負担とします。

キ　その他

①プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとみなします。

②プロポーザル参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとみなします。

③提出された企画提案書は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。

④企画提案書の提出後にプロポーザル参加を辞退する場合は、評価会議開催日前日の午後5時までに、辞退届（任意様式）を農村振興課に持参又は郵送により提出してください。

（7）経費見積書作成に際しての注意事項

提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もり金額に当該金額の100分の8に相当する額（ただし、１０月以降に支出が見込まれるものについては10分の１）を加算した額を見積書に記載してください。

第４　選定に係る事項

１　選定方法

評価会議構成員が、評価項目（別表）に基づき、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、事業企画の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、以下により選定します。

ア　評価会議構成員は、別表「評価項目及び評価内容」に基づき、提案ごとに点数評価を行う。

イ　県は、アによる各構成員の点数を提案ごとに集計し、満点の６割未満となった提案、又は、構成員の過半数が同一の評価項目について配点基準の最低点を付した提案について選定の対象から除外する。

ウ　県は、イの後、構成員ごとに点数の高い提案から順に下表のとおり順位点をつけ、提案ごとに集計を行い、順位点の合計点が低い提案を行った提案者から順に高順位を付する。

なお、順位点の合計が同点の場合においては、提案金額の安価な提案者を高順位とする。

順　位	１位	２位	３位	４位	５位	・・・
順位点	1	2	3	4	5	・・・

エ　県は、ウの順位の高い方から予算の範囲内で優秀提案者を選定する。

オ　提案者が１者のみの場合には、評価の結果においてイの除外に該当しない場合は、当該提案者を優秀提案者とし、除外となった場合は取りやめとする。

２　評価項目及び評価内容

別表のとおり

３　選定結果の通知・公表

選定結果は、選定・非選定にかかわらず、速やかに応募者に文書にて通知するとともに、以下の内容等について岐阜県ホームページで公表します。（公表期間：３年間）

なお、選定結果に係る質問や異議は一切受け付けません。

ア　公表内容

①優秀提案者の名称・評価点

②全提案者の名称（申込順）

③全提案者の評価点（得点順）　※②との対応関係は明らかにしません。

④優秀提案者の選定理由

⑤評価会議構成員の氏名

４　評価会議

（１）開催日時

令和元年６月下旬

後日、プロポーザル参加者に通知します。

（２）開催場所

岐阜市内

後日、プロポーザル参加者に通知します。

（３）評価時間（１件当たり）

プロポーザル参加者によるプレゼンテーション　10 分程度

構成員との質疑応答　10 分程度

（４）注意事項

ア　プレゼンテーションは提出書類のみを使用して行うものとし、当日に新規資料を配布すること及びスライド機材等を使用することはできません。

イ　プロポーザル参加者は他の参加者の審査を傍聴することはできません。

ウ　プレゼンテーション出席者は２名までとします。

エ　指定の時間に遅れた場合は、評価対象とはいたしません。

第５　契約に係る注意事項

１　契約の締結

選定した優秀提案者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様の内容は、提案された内容が基本となりますが、優秀提案者と県との協議により最終的に決定します。

２　知的財産権の帰属

委託業務により発生した特許権等の知的財産権は、原則として委託元である県に帰属します。

第６　業務の適正な実施に関する事項

１　関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守してください。

２　業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができま

せん。ただし、本業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

３　個人情報保護

受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成 10 年岐阜県条例第 21 号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成 11 年岐阜県規則第 8 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

４　守秘義務

受託者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

第７　その他

優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとします。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第８　問い合わせ及び各種書類の提出先

〒500-8570　岐阜市薮田南 2-1-1（県庁 9 階）
岐阜県農政部農村振興課鳥獣害対策室鳥獣害対策第一係
TEL：058-272-8422（直通）　FAX：058-278-2698　E-mail：c11427@pref.gifu.lg.jp

別表

評価項目及び評価内容

以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を 100 点満点として採点し、評価会議構成員 3 名の採点数の合計により算出する。

評価項目			評価基準点				
			10 点	８点	５点	２点	０点
1	捕獲・調査研究等計画	捕獲及び調査研究に関する手順が具体的な計画となっているか	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
2		他の鳥類や周辺環境に影響の少ない内容となっているか	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
3		捕獲目標実現のための創意工夫はあるか	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
4	実施体制	従事する者の資格や技術、人数は適切か	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
5	安全管理	安全管理の手法は具体的で適切か	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
6		事故が起こった時の対応は具体的で適切か	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
7		地域住民等への周知方法は具体的で適切か	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
8	専門性や経験の保持	関係法令など本業務の遂行に必要な知識、ノウハウ、経験を保持しているか	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
9	業務実施責任者の能力	業務責任者は、責任者として必要な知識、経験、資格等を有し、指導・監督能力の高い者であるか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
10	事業費の妥当性	事業費の積算は、妥当なものとなっているか	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
計			１００点				